

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年5月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800201号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900006号

第1 結論

請求者のA社における平成24年7月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成24年7月及び平成24年8月は9万8,000円から11万円、平成24年9月から平成25年8月までは9万8,000円から17万円、平成25年9月は9万8,000円から18万円、平成25年10月から平成26年12月までは9万8,000円から17万円とする。

平成24年7月から平成26年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月から平成26年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年8月12日は5万3,000円、平成25年12月27日は11万8,000円、平成26年8月8日は14万6,000円、平成27年2月4日は16万円に訂正することが必要である。

平成25年8月12日、平成25年12月27日、平成26年8月8日及び平成27年2月4日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月12日、平成25年12月27日、平成26年8月8日及び平成27年2月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月1日から平成27年1月1日まで
② 平成25年8月12日
③ 平成25年12月27日

④ 平成 26 年 8 月 8 日

⑤ 平成 27 年 2 月 4 日

請求期間①について、標準報酬月額が実際に支払われた給与額と比べて低い額となっているので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

また、請求期間②から⑤までについては、賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がない。年金額に反映するように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されているところ、請求期間①のうち、平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書及び金融機関から提出された預金取引明細表（以下、併せて「給与支給明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 24 年 7 月から平成 25 年 8 月までは 17 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 12 月までは 19 万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成 24 年 7 月及び平成 24 年 8 月は 11 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 6 月までは 17 万円、平成 25 年 7 月から同年 9 月までは 18 万円、平成 25 年 10 月から平成 26 年 12 月までは 17 万円）は、いずれもオンライン記録を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 24 年 7 月及び平成 24 年 8 月は 11 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 17 万円、平成 25 年 9 月は 18 万円、平成 25 年 10 月から平成 26 年 12 月までは 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 2 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、給与支給明細書等により、標準報酬月額の設定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された賞与支給明細書及び給与支給明細書並びに金融機関から提出された預金取引明細表（以下、併せて「賞与支給明細書等」という。）により、請求者は、当該期間において、A 社から請求期間②は 5 万 3,333 円、請求期間③は 11 万 8,222 円、請求期間④は 14 万 6,128 円、請求期間⑤は 16 万円の賞与の支払を受け、請求期間②は 7 万 5,000 円、請求期間③は 14 万 2,000 円、請求期間④は 16 万 5,000 円、請求期間⑤は 20 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる賞与額から、請求期間②は 5 万 3,000 円、請求期間③は 11 万 8,000 円、請求期間④は 14 万 6,000 円、請求期間⑤は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 8 月 12 日、平成 25 年 12 月 27 日、平成 26 年 8 月 8 日及び平成 27 年 2 月 4 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明の旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。